〈 開発関連手続きフロー 〉

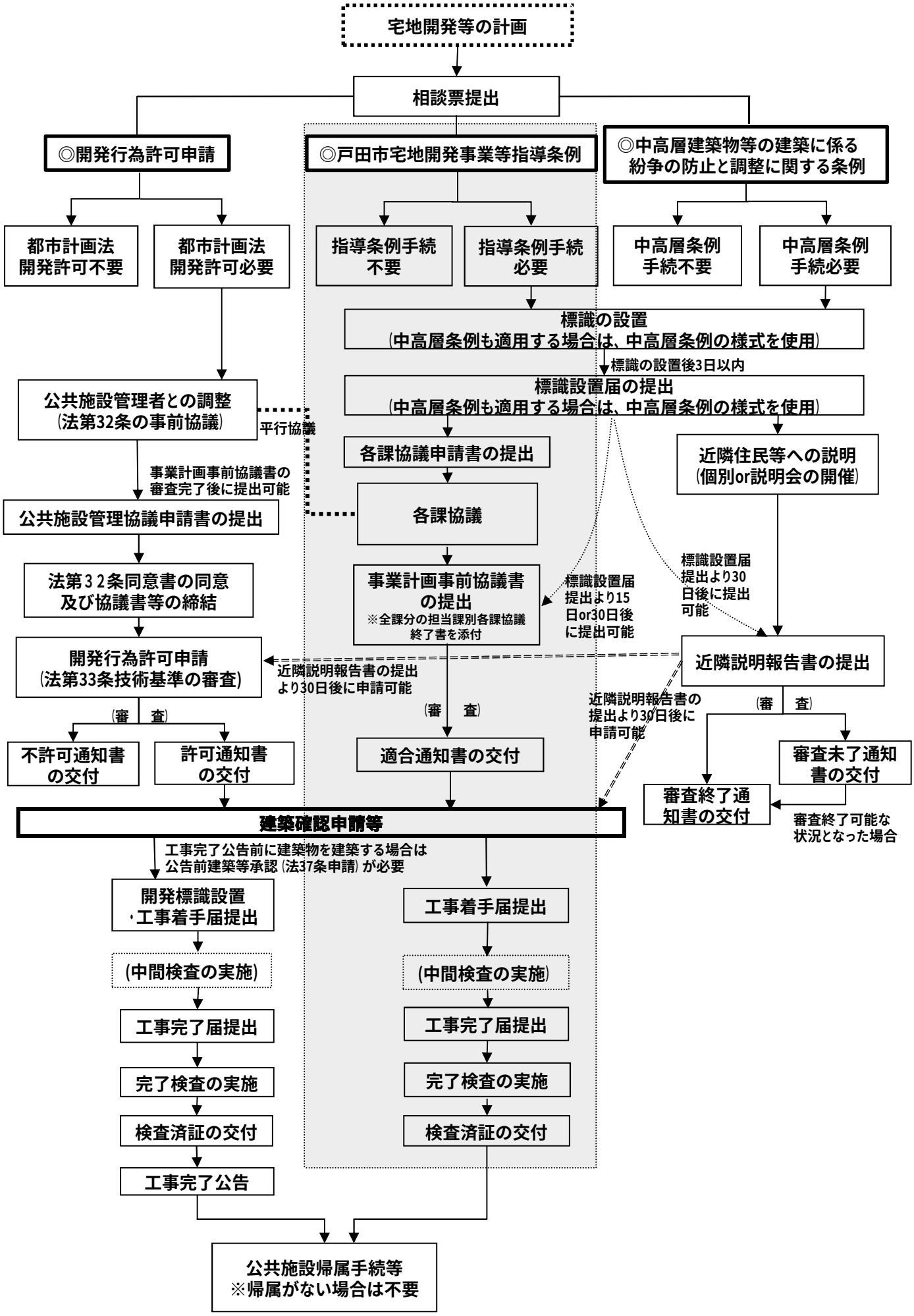
宅地開発等の計画
相談票提出
◎開発行為許可申請
◎戸田市宅地開発事業等指導条例
◎中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例
都市計画法 開発許可不要
都市計画法 開発許可必要
指導条例手続 不要
指導条例手続 必要
中高層条例 手続不要
中高層条例 手続必要
標識の設置 (中高層条例も適用する場合は、中高層条例の様式を使用)
標識の設置後3日以内
標識設置届の提出 (中高層条例も適用する場合は、中高層条例の様式を使用)
公共施設管理者との調整 (法第32条の事前協議)
平行協議
各課協議申請書の提出
近隣住民等への説明 (個別or説明会の開催)
事業計画事前協議書の審査完了後に提出可能
公共施設管理協議申請書の提出
各課協議
法第３２条同意書の同意及び協議書等の締結
事業計画事前協議書の提出 ※全課分の担当課別各課協議終了書を添付
標識設置届提出より15日or30日後に提出可能
標識設置届提出より30日後に提出可能
開発行為許可申請 (法第33条技術基準の審査)
近隣説明報告書の提出より30日後に申請可能
近隣説明報告書の提出
近隣説明報告書の提出より30日後に申請可能
(審　査)
(審　査)
(審　査)
不許可通知書の交付
許可通知書の交付
適合通知書の交付
審査未了通知書の交付
審査終了通知書の交付
審査終了可能な状況となった場合
建築確認申請等
工事完了公告前に建築物を建築する場合は公告前建築等承認（法37条申請）が必要
開発標識設置・工事着手届提出
工事着手届提出
(中間検査の実施)
(中間検査の実施)
工事完了届提出
工事完了届提出
完了検査の実施
完了検査の実施
検査済証の交付
検査済証の交付
工事完了公告
公共施設帰属手続等 ※帰属がない場合は不要